



# さわやか



Contents  
~ 今月の内容 ~

夏だ! プールだ! 元気っ子!!  
~ 鷹栖保育所にて ~

~ 特集 ~

後世に残すべき文化的景観	2
見て知って! 砺波の文化財	4
議会報告	6
イベントレポート	12
ホットな話題	14
くらしの情報(くらし・行政)	16
市民カレンダー	20
くらしの情報(講座・教室)	24

砺波総合病院から	28
公共事業発注状況	29
みんなの健康・健康カレンダー	30
となみの福祉	32
体協だより	36
美術館	37
チューリップ四季彩館	38
図書館	39
イベント情報	40

# 後世に残すべき

## 文化的景観

### 散村の風景

みなさんは、風景や眺めなどの景観が文化財として認められるようになったことをご存知でしょうか。文化財保護法が改正され、景観についても重要な文化的景観として、新たに文化財のついでに位置づけられるようになったのです。

近年、景観はその文化的な価値を認められるより以前に、土地開発や過疎化等により消滅することが懸念されています。このような中で景観そのものを正面から捉えた景観法が施行されたことにより、平成17年4月に改正された文化財保護法において、新たに文化的景観を文化財として位置づけ、その保護が図られることとなりました。

私たちが住んでいる砺波平野の散村・散居は、全国の棚田や果樹園、草地、水郷景観などとともに、日本を代表する農村の景観の一つです。

今回は、文化的な価値のある砺波平野の散村と文化的景観についてご紹介します。

### 文化的景観とは

文化財は、長い歴史の中で生まれ育まれ、今日まで守り伝えられてきた貴重な財産です。一般には、寺社などの建造物、仏像、絵画や書画など形のある有形文化財や、演劇、音楽、工芸技術などの無形文化財を思い浮かべる方が多いのではないのでしょうか。

文化財には、このほかにも民俗芸能やこれに用いられる衣服、器具など有形、無形の民俗文化財、また、古墳や遺跡など歴史上、または学術的価値の高い記念物などがあります。先の文化財保護法の改正により、棚田などの農耕地、里山、漁場など人々の生活やなりわい、風土により形成された景観地で、国民の生活やなりわいを理解するために欠くことができないものとして、文化的景観が加わりました。景観(景色)も絵画や遺跡と同じように、文化財として認められるようになったわけです。

そして、既に全国で2地区が重要な文化的景観に選定されています。それは、滋賀県近江八幡市の水郷地帯のヨシ原に複雑な水路・水田・集落が連なる景観と、岩手県一関市本寺地区の中尊寺の荘園の絵図に描かれた農村の姿が現在も残されている景観です。いずれも昔ながらの生活空間をはかり知ることのできる景観です。文化庁は平成12年度から15年度に

### 文化財保護法の改正により

#### 文化財

今までの文化財

有形

無形

記念物

建造物

民俗

今回追加された文化財

文化的  
景観



かけて「農林水産業に関連する文化的景観の保護に関する調査研究」を全国的に行い、1次調査は2,311件、2次調査では502件に絞り、さらにその中の180件が重要地域とされました。そのうち8件は詳細調査を試験的に実施しましたが、その8件の中に砺波平野の散村(散居)が入っています。このように砺波平野の散村は、全国的にみても素晴らしい価値ある景観なのです。



## 散村(散居)景観とは

砺波平野の中心部は、富山湾に注ぐ庄川による緩やかな扇状地から成っており、砺波平野全体に広がる一面の水田と屋敷林に囲まれた家々が数多く展開し、広大な地域にわたって散村が形成され、その広がりや数の多さ・分布状況を含め国内最大級です。地域の広さは約220km<sup>2</sup>、そこに散在する農家の数は約7,000戸を数えます。

屋敷林に囲まれた住居の周囲にはその農家が耕作する水田が取り巻いており、水田の耕作範囲により住居の間隔が100m前後の距離を保ちながら平野全体に広がっています。

## 散村の成り立ちとその特徴

人々は扇状地で開拓を進めるにあたり、

微高地を選び、水の得やすい条件の良いところから開拓を進めました。そのため、集村を形成するよりも自分の開拓地・耕地の中心に住居したほうが、

田の水の管理や、肥料の運搬、稲の取り入れなど、農作業を行ううえで効率的であり、砺波平野では一般的な散村の形態として発達してきました。

散村の特徴である屋敷林は、強い風などから住居を守るための防風雪林として屋敷の南側及び西側にかけて密に厚く配置されています。屋敷林には様々な樹種が植えられ、落ち葉や枝は燃料として使い、柿や梅・栗などは食用となりました。また、スギやケヤキなどは家を建て替えるときの建材として用いられました。

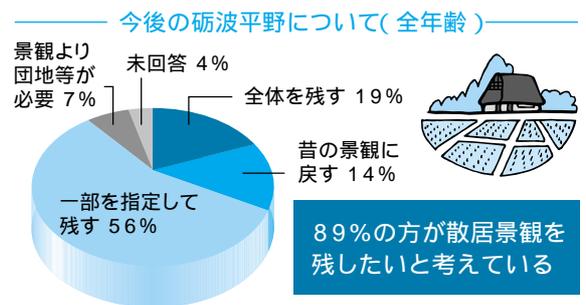
## 景観の変化

砺波平野の散村景観は、昭和30年代後半からの圃場整備により大きく変貌しました。圃場整備の実施と市街化の進展に伴い、砺波平野を縦横に結ぶ規模の大きな国道や県道・広域農道などの道路網が整備されてきています。

一方で、近年の農業を取り巻く環境が変化したことなどにより、農業専業から兼業主体の農家経営の形態に変化し、居住と農業という生業の中で発達してきた散村は、居住の場としての役割をより大きく持つようになってきました。現在の散村は、整備された道路網、通信技術の発展などにより、快適でゆったりとした、ゆとりのある生活を提供する場に変わりつつあります。

## 砺波平野の散居景観等に関する意識調査

平成18年1月実施 回答者411人



## 景観保護調査の取り組み

砺波平野の散村が実際に重要な文化的景観に選定されるには、地域住民の方の理解が必要で、すし、いろいろ

となみ野田園空間博物館推進協議会が実施したアンケート結果によると、この散村景観については、89%の人がなんらかの形で残すべきという回答結果がでています。

しかし、人口が増えて開発が進む中で、散村景観を保存するという相反する課題と、何よりも散村は、棚田や森林景観と違い住民が住んでいる地域であるという難しさがあります。

「ご意見等をお寄せください。」  
生涯学習課文化芸術係  
☎ 82 1904  
E-mail shogaku@city.tonami.lg.jp

な調査や計画書づくりなどを行うこととなります。

砺波市では、平成18年度から20年までの3カ年の予定で、散村の構成要素、現状、課題についての調査を実施しています。保護推進調査は、検討会議を開催し、散村の歴史・自然・文化などの専門家のみなさんによるご意見を伺いながら進めているものです。

具体的には、平成18年度は屋敷林・アズマダチ等家屋、圃場整備、水など散村景観の構成要素、現状把握に関する調査を行いました。

平成19年度は、そこに住む住民のみなさんが散村に対しどのように考え、それを保護する必要性をどう感じているかといったアンケートによる意向調査や住民懇談会を開催し、今後の景観保護の施策を検討していく予定です。

この素晴らしい散村景観を地域で守り、次世代へと受け継いでいくためには、何よりも住民のみなさんのご理解とご協力が必要です。この取り組みが、散村について一人ひとりが考える良い機会になればと願っています。